

松山市長 野 志 克 仁

松山市観光サービス高付加価値化補助金交付要綱をここに公布する。

記

松山市観光サービス高付加価値化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症のまん延及び物価の高騰による影響を受けている観光に関連する事業を営む民間の団体又は個人の誘客に係る競争力を強化し、もって本市の観光の振興を図るため、地域資源を活用した新たな体験型メニューを開発する等、観光サービスの高付加価値化に取り組む観光事業者等に対し、予算の範囲内で、松山市観光サービス高付加価値化補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「観光サービス」とは、旅行者の多様な観光需要に応じた財又はサービスを提供する活動をいう。

2 この要綱において「体験型メニュー」とは、自然、農産物、食、文化、歴史等の地域資源に触れる体験を通じて本市の魅力を体感できる商品、サービス、イベント等をいう。

3 この要綱において「高付加価値化」とは、新たな商品、サービス等の開発又は改良によって、新たな付加価値を創出することにより、商品、サービス等の販売価格や顧客の満足度を高める取組をいう。

4 この要綱において「観光事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、営業に関して官公署の許認可等が必要な場合は、その許認可等を取得している者に限る。

(1) 宿泊業者（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の定める住宅宿泊事業を営む者を含む。）

(2) 運輸業者

- (3) 旅行業者
- (4) 飲食業者
- (5) 小売業者
- (6) 観光施設（旅行者の利用に供される施設のうち、レクリエーション施設、劇場、美術館、博物館、スポーツ施設その他の遊戯、鑑賞又は運動のための施設をいう。）を所有し、又は管理運営する者
- (7) その他市長が観光サービスを提供していると認める者

5 この要綱において「観光関係団体」とは、観光事業者を主な構成員とし、観光の振興その他の観光に関する活動を行う法人その他の団体であって、組織及び運営に関する事項を定めた定款、会則、規約等を備えたものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所等を有する観光事業者、観光関係団体その他市長が適当と認める者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市が構成員となっている団体（市が第三者としての意見を述べる立場で参加している団体を除く。）
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 宗教活動又は政治活動に係る事業を行っている者
- (4) 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行っている者
- (5) 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）である者又はその役員及び従業員のうちに暴力団員等のある者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第9条第1項に規定する暴力団関係事業者と取引関係のある者その役員及び従業員のうちに暴力団員等のある者又は同条例第9条第1項に規定する暴力団関係事業者と取引関係のある者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新規性及び公益性（事業の効果が広く周辺地域又は関係事業者等に及ぶ性質をいう。）が認められる観光サービスの高付加価値化の取組であって、次の各号のいずれかに該当する事業

とする。

- (1) 体験型メニューその他の旅行者に向けた商品、サービス等の開発又は改良
- (2) 旅行者が参加できるイベント等の開催又は拡充
- (3) 旅行者の利便性を向上させる受入環境の整備
- (4) その他市長が認める観光サービスの高付加価値化事業  
(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる補助対象事業の期間は、令和4年4月1日から令和5年2月28日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。ただし、国又は愛媛県の補助金等（以下「国補助金等」という。）の交付を受ける補助対象事業については、補助対象経費から当該補助対象事業に係る国補助金等に相当する額を控除するものとする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以下の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、1の補助対象事業当たり500万円を限度とする。ただし、国補助金等の交付を受ける補助対象事業については、1の補助対象事業当たり100万円を限度とする。

3 補助対象者が補助金の交付を受けることができる回数は、1回限りとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、令和5年1月31日までに松山市観光サービス高付加価値化補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 国補助金等の支給を受けている場合は、当該国補助金等の決定通知書の写し
- (3) 国補助金等の支給を受けている場合は、当該国補助金等の交付の決定の基礎となる経費及び事業の内容が分かる書類
- (4) 市税を滞納していないことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な指示又は条件を付して、補助金の交付を決定し、松山市観光サービス高付加価値化補助金交付決定通知書（様式第3号）によりその旨を補助対象者に通知するものとする。

(実績報告等)

第10条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、令和5年2月28日までに、当該交付の決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）を完了し、松山市観光サービス高付加価値化補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第5号）

(2) 松山市観光サービス高付加価値化補助金精算払請求書（様式第6号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第12条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、松山市観光サービス高付加価値化補助金概算払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(届出義務の免除)

第13条 規則第8条ただし書の規定により、補助金については、同条各号に掲げる書類の提出を要しないものとする。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円以上の物品その他の財産を、市長の承認を得ることなく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過したものについては、こ

の限りではない。

(目的外使用の禁止)

第15条 補助事業者は、補助金を補助事業に必要な経費としての使途以外に使用してはならない。

(帳簿等の整理)

第16条 補助事業者は、補助事業の経費に係る帳簿等の証拠書類を整備し、第9条の規定による補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

## 別表（第6条関係）

## 補助対象経費

区分	補助対象経費の内容
原材料費	工事材料費，加工用原材料費等
設備・備品費	設備，機械又は備品等の購入，製作，改良又は修繕等に要する経費
工事費	施設の改修等に要する経費
市場調査費	市場調査に要する経費
使用料及び賃借料	会場使用料，レンタル料，リース料等
委託費	外部への委託に要する経費
人件費	補助事業に直接携わる者の人件費，イベント等で短期に雇用するアルバイト等の賃金等。ただし，役員報酬及び常勤雇用者の給料に相当するものを除く。
広報宣伝費	広報チラシ，ポスター，ホームページ等の制作料，テレビ・ラジオCM放送料等
需用費	消耗品費，印刷製本費等
役務費	通信運搬費，手数料，保険料等
旅費	講師招へいのための旅費等
報償費	講師招へいのための謝金等
その他の経費	上記以外の経費で，特に必要と認められるもの